

秋田県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成30年7月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	川添下浜停車場線	秋田市下浜羽川字水垂30番2から36番1地先まで

2 供用開始の期日 平成30年7月31日 14時

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成30年7月31日から同年8月14日まで(日曜日及び土曜日を除く。)